

「電気駆けつけサービス」利用規約

第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、昭和シェル石油株式会社（以下「当社」といいます。）の「電気需給約款（低圧）－東京電力管内－」（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、当社が提供する「電気駆けつけサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。なお、本規約に記載のない事項は需給約款に従うものとします。また、本規約にて用いる略語は、需給約款に定める略語と同じとします。

第2条（内容）

1. 当社は、第3条に定める会員に対し、本サービスを提供します。
2. 当社は、本サービスの提供を東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力 PG」といいます。）に委託します。
3. 当社は第3条に定める会員に対し、有益と判断したサービスを当社または当社が委託もしくは斡旋した第三者が提供できるものとします。
4. 第3条に定める会員が、第5条に定めるサービス対応窓口への電話をすることをもって、本規約に同意したものとみなします。

第3条（会員資格）

1. 会員資格を有する者は、原則として、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）の供給区域において、需給約款に基づき別紙に定める電気料金プランにより当社が電気を供給しているお客様とします。
2. 本サービスの対象となる物件は、別紙に定める電気料金プランの需要場所と同一の場所とします。
3. 本サービスの対象となる設備は、会員が本サービスの提供を受ける需要場所で使用される低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルト）の電気機器および電気配線とします。
4. 会員は、第4条にかかわらず、当社との電気需給契約を解約または解除した時点で、理由の如何を問わず会員資格を喪失するものとします。

第4条（利用期間、利用料金）

毎月20日を基準日とし、基準日時点で資格を有している会員は、基準日を含む月の翌月の1ヶ月の間、本サービスを無料でご利用いただけるものとします。

第5条（本サービスの内容）

1. 会員は、本規約および当社のウェブサイト等に記載された内容に従って、会員の電気設備トラブルに起因する停電が生じたとき、東京電力 PG が24時間365日受付するサービス対応窓口へ電話連絡することで、次の各号に掲げる出張サービス（本サービス）を受けることができます（電話口のトラブル解決に関するご案内で解決する場合があります）。
 - (1) 目視および測定器等による点検
 - (2) 停電発生原因の調査
 - (3) 応急処置（異常のない電気設備への送電等）

- (4) 電気工事店紹介
2. 以下の場合には本サービスの対象外といたします。
- (1) 60分を超える作業を要する場合の作業
 - (2) 部品交換が発生する場合の交換部品代および作業
 - (3) 不具合箇所の部品交換・本体交換・器具設置による処置が必要な場合に、当該部品交換・本体交換・器具設置をせずに同一箇所で不具合が発生した場合の2回目以降の作業
 - (4) その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業
 - (5) 台風等の異常気象、地震等の天災地変、暴動等の非常事態の場合等本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合の作業
 - (6) その他当社または東京電力PGが不適切であると判断する作業
3. 本サービスの実施に際して、会員から前項各号の作業の依頼を受け、かつ作業可能な場合、東京電力PGは、会員に対し個別に見積もりを提示するものとします。その見積もりに基づき会員が作業を依頼する場合は、本サービスの対象外となり、会員は、東京電力PGとの間で有料サービス契約を締結するものとし、その利用料金は、会員が東京電力PGに対して直接支払うものとします。なお、賃貸物件等、当該物件の所有者以外の入居者が会員である場合、会員は、所有者の承諾を得たうえで、東京電力PGに有料サービスを依頼するものとします。
4. 会員は、本サービスが現場への出動時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出動することに時間を要する場合があること、また栃木県、茨城県、埼玉県、静岡県の一部地域(※)で土日祝日、12月29日から1月3日、平日0:00~9:00および平日17:00~24:00に電話受付した場合は、翌営業日訪問となる場合があることをあらかじめ承諾することとします。

※一部の地域には、下記の地域が含まれます。

a. 栃木県

下都賀郡野木町野木、下都賀郡野木町野渡、栃木市藤岡町下宮

b. 茨城県

日立市、北茨城市、高萩市、常陸太田市岡田町の一部、常陸大宮市、常陸太田市、久慈郡大子町、那珂市の一部、かすみがうら市、行方市の一部、東茨城郡茨城町の一部、東茨城郡大洗町の一部、鉾田市、小美玉市、常総市、つくばみらい市、坂東市、つくば市の一部、結城郡八千代町の一部、結城市の一部、猿島郡境町、下妻市、古河市

c. 埼玉県

秩父郡小鹿野町、秩父郡長瀬町、秩父郡皆野町、秩父市、秩父郡横瀬町、加須市の一部

d. 静岡県 (富士川以東)

沼津市、御殿場市、駿東郡小山町、伊豆氏、伊豆の国市、熱海市、伊東市、下田市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡阿津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町

第6条 (利用方法)

1. 会員は、本規約および需給約款(以下「利用規約等」)に従い、自らの責任と負担により本サービスを利用するものとします。また、会員は、利用規約等に従い、需要場所に居住する者(利用者)に対し、自らの責任と負担により本サービスを利用させることができるものとします。

2. 当社または東京電力 PG に帰責事由があった場合を除き、当社および東京電力 PG は、利用規約等にかかわるトラブル等については一切責任を負わず、会員は、当該トラブル等の一切を自己の負担と責任で解決するものとします。
3. 本サービスにおいて、賃貸物件等、当該物件の所有者以外の入居者が会員である場合、設備改修等の作業が必要なケースについては、所有者の承諾の上での対応となります。なお、所有者への了解は会員が得るものとします。

第7条（本サービスの中断または中止）

1. 本サービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情、本サービスの提供に必要なシステム等が使用できない場合、その他運用上または技術上の理由などにより、一時的に中断または中止することがあります。
2. 第5条2項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
3. 当社および東京電力 PG は、本サービスの中断、中止、遅滞、変更等に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第8条（会員の義務）

会員は、次の義務を負います。会員は利用者に本サービスを利用させる場合、会員と同等の義務を負うことを利用者に承諾させるものとします。

1. 利用規約等により提示された事項を遵守すること
2. 本サービスを利用資格のない第三者に提供しないこと
3. 本サービスを営業行為等、他の目的に使用しないこと
4. 本サービスの利用特権を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
5. 本サービスの秩序を乱す行為をしないこと
6. 法令に違反し、もしくは違反のおそれのある行為、または本サービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと

第9条（利用規約の変更および終了）

1. 当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の下承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、変更された規約は、当社のウェブサイト上でご確認いただけます。
2. 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。この場合、当社は、事前または事後に、当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により、会員に対し通知します。
3. 当社は、本条に基づき本サービスの全部または一部の提供を終了することにより、本サービスに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第10条（損害賠償）

会員が利用規約等に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社および東京電力 PG に損害を与えた場合、当社および東京電力 PG は会員および利用者に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第 11 条（免責事項）

1. 利用規約等および当社のウェブサイト等に掲載された利用方法に違反する等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社および東京電力 PG は、その責めを負いません。
2. 当社および東京電力 PG は、故意または過失がない限り、本サービスの利用により会員に生じた損害、本サービスの利用の際に生じた会員と第三者とのトラブル等、本サービスに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。また、当社および東京電力 PG の故意または過失による場合の損害賠償の範囲は、通常的事情から生じた直接の損害に限定されるものとし、当社および東京電力 PG は、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の責任を負わないものとします。

以上

昭和シェル石油株式会社

別紙

- ・ドライバーズプラン
- ・ホームプラン
- ・低圧電カプラン
- ・その他、昭和シェル石油が提供する低圧料金メニュー